

令和 7 年度三沢市お試し移住助成金交付要綱

(令和 7 年 5 月 2 7 日)

(趣旨)

第 1 条 三沢市は、多くの移住希望者が当市を訪れる機会を創出し、県外から当市への移住を促進するため、移住を検討する者がお試し移住に要する経費の一部について、令和 7 年度予算の範囲内において、三沢市お試し移住助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) お試し移住 当市への移住の検討を目的に、市内宿泊施設に連続して 2 泊以上滞在し、並びに市の指定する施設等を訪問又は体験し、及び移住に関する面談を行うことをいう。
- (2) 申請者 お試し移住を行う者（同行者がいる場合はその代表者）で、助成金の申請を行うものをいう。ただし、未成年者及び高等学校在学学生を除く。
- (3) 同行者 申請者と同一世帯で、申請者とともにお試し移住を行う者をいう。
- (4) 周辺自治体 上十三・十和田湖広域定住自立圏内に所在する自治体（秋田県小坂町を除く。）及び八戸圏域連携中枢都市圏内に所在する自治体をいう。
- (5) 宿泊施設 旅館業法（昭和 2 3 年法律第 1 3 8 号）第 2 条に規定する施設をいう。

(助成対象者)

第 3 条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件のうち、第 1 号から第 3 号までの要件をすべて満たす者であって、かつ、第 4 号から第 6 号までのいずれかの要件を満たす申請者及び同行者とする。

- (1) 青森県外に居住し、当市への移住を希望又は検討していること。

- (2) お試し移住実施中に当市政策調整課職員と移住に関する面談を行うこと。
 - (3) お試し移住実施中及びお試し移住実施後において、当市が実施する移住・定住に関する調査及び広報事業に協力すること。
 - (4) 申請者又は同行者が過去に三沢市内又は周辺自治体に居住していたことがある場合には、申請者は、別表第 1 に定める選択条件（以下「選択条件」という。）イに基づき 3 箇所以上訪問するものとし、同行者は、選択条件ア又はイのいずれかを選択し、当該選択に基づき 3 箇所以上訪問又は体験すること。
 - (5) 申請者が学生である場合には、申請者は、原則として、選択条件イに基づき 3 箇所以上訪問するものとし、同行者は、選択条件ア又はイのいずれかを選択し、当該選択に基づき 3 箇所以上訪問又は体験すること。
 - (6) 前 2 号のいずれにも該当しない場合には、申請者及び同行者は、選択条件ア又はイのいずれかを選択し、当該選択に基づき 3 箇所以上訪問又は体験すること。
 - (7) 申請者又は同行者が過年度に助成金の交付を受けている場合は、申請者及び同行者は、選択条件イに基づき 3 箇所以上訪問すること。ただし、過年度に訪問した企業は除くものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者とししない。
- (1) 婚姻、転勤、就職又は進学等により当市又は周辺自治体への移住が決まっている者
 - (2) 助成金を利用する目的が観光、帰省、出張、通学又は採用試験等である者
 - (3) 学術研究、テレワーク等の目的で滞在する予定の者
 - (4) 当該お試し移住と同一の行程において、地方公共団体等による本事業と同様の趣旨の助成制度を利用した者及び利用する予定のある者
 - (5) 過年度に助成金の交付を 2 回受けた申請者及びその同行者
 - (6) 三沢市暴力団排除条例（平成 24 年三沢市条例第 11 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員に該当する者
- （助成対象経費）

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、助成対象者がお試し移住に要した交通費、宿泊費及びレンタカー借上料（以下「助成対象経費」という。）とし、2名分を上限とする。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、別表第2に定めるそれぞれの区分において、助成対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を合算した額とする。

2 助成金の交付は、同一世帯において、同一年度中につき1回を限度とする。

（お試し移住計画書等の確認）

第6条 申請者は、現地視察の出発日から起算して14日前（12月26日から1月17日までを出発日とする場合は、直前の12月12日）までに、お試し移住計画書（様式第1号）に助成対象者の居住地が分かる書類を添えて、市長に提出し、確認を受けるものとする。

（交付申請）

第7条 申請者は、お試し移住の最終日から起算して30日を経過した日又は令和8年3月19日のいずれか早い期日までに、令和7年度三沢市お試し移住助成金交付申請書（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) お試し移住実施後アンケート（様式第3号）
- (2) 助成対象経費の領収書等の写し
- (3) お試し移住を行ったことを証する書類の写し
- (4) 企業訪問証明書（様式第4号）（企業訪問を行った場合）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付決定の通知）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、交付又は不交付を決定し、令和7年度三沢市お試し移住助成金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第9条 前条の規定による交付決定の通知を受けた申請者は、令和7年度三沢市お試し移住助成金請求書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第11条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の全額について、令和7年度三沢市お試し移住助成金返還命令書（様式第7号）により返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 第3条に規定する助成対象者に該当しないことが判明したとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定による返還を命じられた者は、市長が定める期日までに当該助成金を返還しなければならない。

(状況調査)

第12条 市長は、助成金の交付にあたり、必要があると認めたときは、公簿等により調査を行うことができる。

(調査への協力)

第13条 助成対象者は、助成金の交付及び返還等に関し、市長が必要な調査等を行う場合には、これに協力しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月28日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

区分	選択条件	施設名・企業名等
1 遊び	ア 1 及び 2 の区分の中からそれぞれ訪問先を 1 箇所以上、3 又は 4 のいずれかの区分の中から訪問先を 1 箇所以上選択し、訪問又は体験すること。 イ 3 の区分の中から訪問先を 3 箇所以上選択し、訪問すること。	市長が別に定める。
2 食		
3 仕事 （企業訪問）		
4 暮らし		

別表第 2（第 4 条、第 5 条関係）

区分	助成対象経費	上限金額
交通費	交通費は、合理的な経路及び方法により、居住地から三沢市を訪れる際に要した往復の公共交通機関及び高速道路の利用料とする。	2 万円（小学生以下 1 万円）
宿泊費	宿泊費は、市内宿泊施設の宿泊に要した費用（サービス料金及び入湯税を除く。）とする。 なお、申請者又は同行者の 1 親等以内の親族が所有する住宅等が市内又は周辺自治体に所在する場合は、助成対象としない。	1 万円（小学生以下 5, 000 円）
レンタカー 借上料	レンタカー借上料は、申請者が市内のレンタカー事業者から借り上げるレンタカーに要した費用（燃料費を除く。）とする。	1 万円（1 世帯あたり 1 台まで）

備考

- 1 自己都合による取消において発生するキャンセル料は、全額自己負担とする。
- 2 企業から交通費等の補助を受ける場合は、各区分に要した費用から当該補助金の額を差し引いた額を助成対象経費とする。
- 3 交通費と宿泊費が一体となったパック型旅行商品の場合、宿泊費は 1 泊あたり 3, 000 円を助成することとし、交通費は総額から宿泊費相当額として 6, 000 円に泊数を乗じて得た額を差し引いた額を助成対象経費とする。
- 4 交通費のうち、鉄道賃については乗車に係る運賃（特別車両料金を除く。）を、船賃及び航空賃については最も安価となる等級の運賃を助成対象経費とする。